

岩手県告示第 118 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 岩手平舘線

（2）供用開始の区間 岩手郡岩手町大字沼宮内第 9 地割字沼宮内町 14 番 1 地先から 46 番 4 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 20 年 2 月 29 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 20 年 2 月 29 日から同年 3 月 29 日まで

2（1）路線名 安家玉川線

（2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林 12 林班は 1 小班地先内

（3）供用開始の期日 平成 20 年 2 月 29 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 20 年 2 月 29 日から同年 3 月 29 日まで